

**令和2年5月13日招集**

**令和2年 第3回(5月)**

**佐渡市議会臨時会議案**

**佐 渡 市**

## 目次

議案第52号	専決処分の承認を求めることについて（佐渡市 税条例の一部を改正する条例の制定について）	1
議案第53号	専決処分の承認を求めることについて（令和2 年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）につい て）	4
議案第54号	佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例 の制定について	6
議案第55号	佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	9
議案第56号	令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第3号） について	11
議案第57号	令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予 算（第1号）について	11
議案第58号	佐渡市副市長の選任について	議場配布

議案第52号

専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月13日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第5号

専決処分書

佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

佐渡市長

渡辺 竜五

## 佐渡市税条例の一部を改正する条例

佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月13日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第6号

専決処分書

令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第54号

佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月13日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

## 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険条例（平成16年佐渡市条例第213号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

7 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

8 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

9 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

10 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受ける

ことができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第8項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

11 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

12 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7項から第12項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

議案第55号

佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月13日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

## 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年佐渡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 広域連合条例第2条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について  
(予算書別紙添付)

議案第57号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
について  
(予算書別紙添付)

議案第53号

《令和2年度 佐渡市一般会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、特別定額給付金事業の経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	44,560,646
補正額	5,403,138
累計予算額	49,963,784

3. 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	5,403,138
-------	-----------

4. 補正項目

(単位：千円)

- 特別定額給付金事業 . . . . . 補正額：5,403,138

(事業内容)

○特別定額給付金給付事業（新型コロナ対策）【社会福祉課】

補正額：5,398,935千円

新型コロナウイルスの感染拡大に留意しつつ、迅速かつ的確に家計への支援を行う。

- ① 給付対象者：基準日（R2.4.27）において住民基本台帳に登録されている者
- ② 給付額：給付対象者1人につき10万円（総額5,366,300千円）

○人件費・特別定額給付金給付費（新型コロナ対策）【総務課】

補正額：4,203千円

特別定額給付金給付事務にかかる会計年度任用職員報酬や時間外勤務手当等の人件費を追加計上

# 議案第56号

## 《令和2年度 佐渡市一般会計補正予算（第3号）概要》

### 1. 補正予算について

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、雇用の維持・事業の継続や子育て世帯への支援にかかる経費を計上

### 2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	49,963,784
補正額	462,008
累計予算額	50,425,792

### 3. 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	369,062
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	300,174
地域社会維持推進交付金	10,000
子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金	53,900
子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	4,988
県支出金（地域社会維持推進交付金）	12,500
繰入金（財政調整基金）	80,446

### 4. 補正項目

(単位：千円)

#### ○雇用の維持と事業の継続への支援【地域振興課】 補正額：372,850

(事業内容)

#### ○緊急事業継続支援費（新型コロナ対策） 補正額：342,850千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が大きく減少している市内事業者に対し、市独自の支援金を給付することで、事業継続の支援を行う。

- ・売上が前年同月比で50%以上減少し、かつ国の持続化給付金の上限額を超える事業者
- ・売上が前年同月比で20~50%未満減少した事業者
- ・固定経費の加算（飲食業、小売業、観光・立ち寄り施設）

#### ○創業・事業拡大等支援事業（新型コロナ対策） 補正額：30,000千円

平成29年度から令和元年度までの間に、国の「雇用機会拡充事業」を実施したことにより雇用を創出した事業者（令和2年度においても同様の事業実施者となっている場合を除く）が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、事業者の経営基盤の維持のために必要な人件費、店舗等借入費、広告宣伝費などを支援する。

**○子育て世帯への支援【子ども若者課】**

**補正額：89,158**

(事業内容)

**○子育て世帯への臨時特別給付金給付事業（新型コロナ対策）**

**補正額：57,898千円**

国の補正予算に伴う子育て世帯の生活を支援する取組として、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、一時金を支給する。

- ・ 0歳から高校1年生のいる世帯への支給
- ・ 児童・生徒1人当たり10,000円

**○子育て世帯への生活支援給付金給付事業（新型コロナ対策）**

**補正額：31,260千円**

子育て世帯への支援を強化するため、市独自の生活支援給付金を支給する。

- ・ 0歳から高校1年生のいる世帯（国費の給付金対象）への上乗せ支給
- ・ 高校2年生、3年生のいる世帯（国費の給付金対象外）への支給
- ・ 児童・生徒1人当たり5,000円

## 議案第57号

### 《令和2年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）概要》

#### 1. 補正予算について

- ・国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む）に対し支給する傷病手当金を計上

2. 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	5,962,000
補正額	1,230
累計予算額	5,963,230

3. 財源内訳	(単位：千円)
県負担金の増額	1,230

4. 補正内容	(単位：千円)
保険給付費	
傷病手当金	1,230